

議第70号

令和元年度滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和元年度滋賀県の琵琶湖流域下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖流域下水道事業収益		千円 22,510,500	千円 △ 1,151,816	千円 21,358,684
	1 営業収益	8,697,284	△ 296,079	8,401,205
	2 営業外収益	13,813,216	△ 901,194	12,912,022
	3 特別利益	-	45,457	45,457

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖流域下水道事業費用		千円 22,364,800	千円 △ 1,266,249	千円 21,098,551
	1 営業費用	21,365,839	△ 1,209,176	20,156,663
	2 営業外費用	961,742	△ 57,073	904,669

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,682,359千円は、引継金 2,563,183千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 119,176千円で補填するものとする。)

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 9,134,400	千円 △ 294,313	千円 8,840,087
	1 企業債	3,515,400	△ 156,100	3,359,300

	2 出 資 金	289,808	99,086	388,894
	3 補 助 金	3,843,740	△ 150,865	3,692,875
	4 負 担 金	1,485,452	△ 86,434	1,399,018

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出		千円 11,888,200	千円 △ 365,754	千円 11,522,446
	1 建 設 改 良 費	7,061,590	△ 391,469	6,670,121
	3 他会計からの長期借入金償還金	8,716	25,715	34,431

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為の追加は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
放流水環境影響調査業務	令 和 2 年 度	7,778千円

(企業債)

第5条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
流域下水道建設事業費	千円 1,713,900	千円 1,557,800
計	3,515,400	3,359,300

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 553,366	千円 △ 24,673	千円 528,693

(他会計からの補助金)

第7条 流域下水道の建設、高度処理、不明水処理および雨水処理のため一般会計からこの会計

へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
補 助 金	千円 2,358,685	△ 千円 148,569	千円 2,210,116

上記の議案を提出する。

令和2年3月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造